

令和８年度クマ出没対策コンサルティング実証事業に参加する 地方公共団体の募集について

1. 背景・目的

近年、人の生活圏へのクマの出没が相次いでおり、出没に伴う人身被害の発生が相次いでいます。こうした状況を受けて、「クマ被害対策ロードマップ」（令和８年３月「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」決定）では、出没時の緊急対応、人の生活圏への出没防止、個体数管理の強化など、関係省庁の連携により総合的に取り組む施策をまとめています。

現に迫る危険に対処するためには、特に人の生活圏へのクマの出没の未然防止、出没時の対応が喫緊の課題です。

これらの問題に対して、環境省は「市街地クマ出没対策チーム（通称：アーバンベア対策チーム）」を設置し、人の生活圏へのクマの出没に備えた安全対策の強化や、クマ被害対策に係る技術開発・検証等に取り組むこととしました。

こうした背景を踏まえ、環境省では、地方公共団体におけるクマ出没対策の強化を目的とした、「令和８年度クマ出没対策コンサルティング実証事業」（以下「コンサル実証事業」という。）を実施するにあたり、コンサル実証事業に参加する地方公共団体を募集します。

2. コンサル実証事業の概要

本事業では、選定された地方公共団体ごとに相談役（本事業に関する事務局（請負事業者）が用意）を配置し、クマ対策の専門家を加えた専門家チーム（２～３名程度）を編成します。

専門家チームは、現地調査、打合せ、地域課題の分析、対策案の提案、一部の対策の試行、効果検証等を、選定された地方公共団体と協働して行います。

3. 募集対象

以下の要件を満たす地方公共団体（都道府県、市町村）を対象とします。

- クマ対策の知見・経験が比較的に少ないこと
- 人の生活圏におけるクマ出没への対策強化を検討していること
- 打合せ、現地調査、対策案の磨き上げ、一部の対策の試行、効果検証等に、専門家チームと協働して取り組むことができること
- 実証期間中に担当者を配置できること

なお、応募多数の場合は、課題の内容等を踏まえ、10 件程度を選定する予定です（審査は非公開とし、審査に関する質問等にはお答えできません。）。なお、必要に応じて事務局から電話またはメール等にて応募書類に関する確認を行う場合がありますが、基本的には提出いただいた応募書類が主な評価対象となりますので、ご留意ください。

4. 実施内容

選定された地方公共団体に対して、今年度、以下を実施する予定です。

（１）課題整理・対策案の検討

担当する相談役は、地方公共団体との打合せを行い、その地域のクマ対策の課題やニーズ等を収集・整理し、最適な対策案を提案します。そして、課題解決に最適な専門家を加えた専門家チーム（２～３名程度）を編成します。

（２）対策案の具体化

専門家チームは、地方公共団体と協働しながら、打合せ、現地調査、対策案の磨き上げを行います。

（３）対策の一部試行・検証

専門家チームは、地方公共団体と協働しながら、具体化した対策案の一部を必要に応じて試行し、その効果検証を行います。

5. 費用負担

専門家チームによるコンサルティングの実証に要する経費（「４．実施内容」に係る経費）は、本事業において負担する予定です。ただし、10 件程度の総額で 5000 万円以内を予定しています。なお、地方公共団体職員の人件費や旅費等については対象外となります。

6. 応募方法

別添「応募申請書」に必要事項を記載の上、電子メールにより提出してください（提出先：UBT★env.go.jp）。

※メール送信の際には、★の部分で半角の@に置き換えてください。

7. 応募期限

令和 8 年 10 月 2 日（金）17:00 必着

8. 選定結果

選定結果については、後日応募者に通知します。

9. コンサル実証事業実施に際しての留意事項

(1) コンサル実証事業の位置付け

- ・ コンサル実証事業は、実施団体の活動に対する補助金や交付金の類ではなく、環境省における調査事業の一環として行うものです。

(2) 事務局等との打合せ、事業内容の磨き上げ

コンサル実証事業を通じて対策案を作成します。事業終了後に、地方公共団体が中心となって、地域の関係者等と協働して、クマ出没対策を推進することにより、人とクマとのすみ分けの実現、野生動物の適切な関係の再構築を目指すことが期待されています。

本事業の進捗管理や、クマ被害対策の具体化・高度化を図るため、事務局等と打合せを行い、実施団体の要望や状況を尊重しつつ、対策案の磨き上げを行います。その結果、磨き上げの内容を踏まえてクマ被害対策の内容を申請内容から変更したほうが良い状況が生じる可能性があります。このため、申請内容に沿った対策案の内容とはならない可能性があることにご留意ください。

- ・ 事業実施に当たっては、地方公共団体担当者には積極的に参画していただき、専門家チームと協働で取組を進めていただきます。

(3) 法令の遵守等

- ・ コンサル実証事業は、環境省の調査事業の一環として実施することから、各種関係法令を遵守して実施いただくほか、一般論として配慮すべき事項については、厳格な対応を求める場合がありますので、ご留意ください。

(4) 事業終了後の協力

- ・ 事業終了後も、環境省や事務局から、その後の取組状況についてアンケートやヒアリングなどをお願いすることがあります。

10. 応募先及び問合せ先

環境省市街地クマ出没対策チーム（自然環境局野生生物課内）

電話：03-5521-8285

電子メールアドレス：UBT★env.go.jp

※メール送信の際には、★の部分で半角の@に置き換えてください。